

●埼玉県による緊急事態措置の実施について

埼玉県においては、まだ急激な感染拡大やクラスター連鎖が発生するような状況には至っていませんが、東京通勤のベッドタウンとなっている都市部や、鉄道網・高速道路に沿う形で感染者が拡大しております。

そのため、首都圏一体となって、ヒト移動に伴うリスクを軽減するための対策を講じていくことが効果的と考えます。

国による『緊急事態宣言』発令を受け、埼玉県では県内全域に対して以下のとおり「緊急事態措置」を実施します。

1 外出自粛を要請

県民の皆さまに対して、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、職場への出勤、屋外への運動や散歩など生活の維持のために必要な場合を除き、不要不急の外出の自粛を要請いたします。

特に、遊興施設など、いわゆる「3つの密」がそろう場への外出や集まりについて自粛を要請いたします。

2 多数の者が参加するイベント開催についてのお願い

事業者の皆さまに対して、多数の者が参加するイベントの開催を控えるよう御協力をお願いいたします。

3 県立学校への休業を要請

県立学校（特別支援学校を含む）について、県教育委員会に対して休業を要請いたします。県内の小中学校、幼稚園などについては、この方針を踏まえ、適切な措置を講ずるようお願いいたします。

4 生活必需品の物資確保についてのお願い

生活必需品などの物資の確保について、事業者の皆様には県民が安心して購入できる環境を整えていただくとともに、県民の皆様には冷静な対応をお願いします。買い占めや売り惜しみなどについては、躊躇なく対応してまいります。